

反社会的勢力に対する基本方針

群馬県信用組合

当組合は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これを断固として排除すると共に金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、顧客および地域社会から信頼される公正で健全な信用組合を目指すため、以下の基本方針を定めこれを遵守いたします。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、理事長以下組織全体で対応すると共に、対応する役職員の安全を確保します。

2. 取引を含めた一切の関係を遮断

当組合は公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。

4. 不当要求への対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 裏取引・資金提供の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事実を^{いんべい}隠蔽するための裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

平成22年8月11日制定